

議案第 4 5 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表清掃作業手当の項支給を受ける職員の範囲の欄中「ごみ」を「資源化物」に改める。

(三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年三豊市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「可燃ごみ」を「家庭系バイオ資源」に、「指定ごみ袋」を「資源回収指定袋」に改め、同条第2項中「指定ごみ袋」を「資源回収指定袋」に改める。

第28条の見出し及び同条第1項中「ごみ減量等推進員」を「廃棄物減量等推進員」に改め、同条第2項第1号及び第3号中「ごみ」を「廃棄物」に改める。

附則第5項を削る。

別表第1種別の欄中「粗大ごみ」を「粗大物資源」に改め、同表に次のように加える。

事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム（10キログラム未満の端数は10キログラムとする。）につき	210
----------	---	-----

別表第2中「指定ごみ袋」を「資源回収指定袋」に改める。

(三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成18年三豊市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分及び第8条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第13条中「ごみ」を「生活系廃棄物」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「各号」の次に「のいずれか」を加える。

(三豊市林道管理条例の一部改正)

第4条 三豊市林道管理条例（平成18年三豊市条例第167号）の一部を次のように改正する

第7条各号列記以外の部分中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第3号中「ゴミ、」を削る。

第8条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

(三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部改正)

第5条 三豊市山本町河川敷運動公園条例（平成18年三豊市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「ごみ等」を「廃棄物等」に改め、同条第7号中「事項。」を「事項」に改める。

別記様式中「ゴミくず」を「廃棄物」に改める。

(三豊市公営設置浄化槽管理条例の一部改正)

第6条 三豊市公営設置浄化槽管理条例（平成20年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ごみ」を「生活系廃棄物」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条の規定により作成された指定ごみ袋は、この条例の施行後においても、当分の間、これを使用することができる。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の三豊市山本町河川敷運動公園条例の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

【議案第45号関係】

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額	手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額
(略)			(略)		
清掃作業手当	<u>資源化物</u> の収集及び処理 作業に従事したもの	1日につき1,000円	清掃作業手当	<u>ごみ</u> の収集及び処理作業 に従事したもの	1日につき1,000円
(略)			(略)		

【第2条関係】

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
(家庭廃棄物の処理)			(家庭廃棄物の処理)		
第9条 市民は、排出する家庭廃棄物(<u>家庭系バイオ資源</u> に限る。以下同じ。)の処理を、定期に市が行う家庭廃棄物の処理によって行う場合には、市長が指定する袋(以下「 <u>資源回収指定袋</u> 」という。)を使用しなければならない。			第9条 市民は、排出する家庭廃棄物(<u>可燃ごみ</u> に限る。以下同じ。)の処理を、定期に市が行う家庭廃棄物の処理によって行う場合には、市長が指定する袋(以下「 <u>指定ごみ袋</u> 」という。)を使用しなければならない。		
2 前項に定める <u>資源回収指定袋</u> の規格については、規則で定める。			2 前項に定める <u>指定ごみ袋</u> の規格については、規則で定める。		
(廃棄物減量等推進員)			(ごみ減量等推進員)		
第28条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、 <u>廃棄物減量等推進員</u> (以下「推進員」という。)を委嘱することができる。			第28条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、 <u>ごみ減量等推進員</u> (以下「推進員」という。)を委嘱することができる。		
2 推進員は、次に掲げる市の施策への協力その他の活動を行うものとする。			2 推進員は、次に掲げる市の施策への協力その他の活動を行うものとする。		
(1) <u>廃棄物</u> の減量及び資源化の推進に関すること。			(1) <u>ごみ</u> の減量及び資源化の推進に関すること。		
(2) リサイクル活動の実践に関すること。			(2) リサイクル活動の実践に関すること。		
(3) その他 <u>廃棄物</u> の減量、資源化等について市長が必要と認めること。			(3) その他 <u>ごみ</u> の減量、資源化等について市長が必要と認めること。		
3 略			3 略		
附 則			附 則		
1～4 略 (削除)			1～4 略		
別表第1(第23条関係)			別表第1(第23条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
5 <u>別表第1に規定する粗大ごみ処理手数料の徴収については、平成18年7月1日から施行する。</u>					

粗大物資源	指定場所持込みを原則とし、10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	200
事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	210
備考 略		
別表第2(第23条関係)		
(単位：円)		
種別	単位	手数料
家庭廃棄物(第9条第1項の規定により資源回収指定袋を使用しなければならないものに限る。)	資源回収指定袋(大)1袋につき	30
	資源回収指定袋(小)1袋につき	20
	資源回収指定袋(特小)1袋につき	10
粗大ごみ	指定場所持込みを原則とし、10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	200
備考 略		
別表第2(第23条関係)		
(単位：円)		
種別	単位	手数料
家庭廃棄物(第9条第1項の規定により指定ごみ袋を使用しなければならないものに限る。)	指定ごみ袋(大)1袋につき	30
	指定ごみ袋(小)1袋につき	20
	指定ごみ袋(特小)1袋につき	10

【第3条関係】

三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成18年三豊市条例第145号)

一部改正

改正後（案）	現 行
(受託の条件) 第5条 受託者は、施設の設置目的の達成に努めるとともに次に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)・(2) 略 (排水設備の接続等) 第8条 排水設備を新設、増設又は改築若しくは撤去(以下「新設等」という。)をしようとするときは、次によらなければならない。 (1)・(2) 略 (土砂等の投入の禁止) 第13条 施設には、土砂、<u>生活系廃棄物</u>、雨水、油脂類、薬物類等で管理に障害を及ぼすおそれのある物を投入し、又は排除してはならない。 (利用の開始、中止、変更の届出) 第16条 略 2 利用者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 利用者の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 排水設備の所有者に変更があったとき。 (3) 代理人の氏名又は住所に変更があったとき。	(受託の条件) 第5条 受託者は、施設の設置目的の達成に努めるとともに次の<u>各号</u>に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)・(2) 略 (排水設備の接続等) 第8条 排水設備を新設、増設又は改築若しくは撤去(以下「新設等」という。)をしようとするときは、次の<u>各号</u>によらなければならない。 (1)・(2) 略 (土砂等の投入の禁止) 第13条 施設には、土砂、<u>ごみ</u>、雨水、油脂類、薬物類等で管理に障害を及ぼすおそれのある物を投入し、又は排除してはならない。 (利用の開始、中止、変更の届出) 第16条 略 2 利用者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 利用者の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 排水設備の所有者に変更があったとき。 (3) 代理人の氏名又は住所に変更があったとき。

【第4条関係】

三豊市林道管理条例(平成18年三豊市条例第167号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(禁止事項) 第7条 市長は、林道の使用につき、<u>次に掲げる</u>行為を禁止する。ただし、市長が特に必要と認めた行為はこの限りでない。 (1) 林道を損傷し、又は汚損する行為 (2) 林道に竹、木又は土石等を堆積し、林道の通行に支障を来すおそれがある行為 (3) 林道を使用して土砂、残土、廃棄物等を運搬し、又は林道周辺土地に投棄する行為 (車両通行に関する措置) 第8条 市長は、林道の適切な維持管理及び車両の通行の安全を確保するために必要がある場合は、次に掲げる措置をとることができる。 (1)～(4) 略 2 略	(禁止事項) 第7条 市長は、林道の使用につき、<u>次の各号の</u>行為を禁止する。ただし、市長が特に必要と認めた行為はこの限りでない。 (1) 林道を損傷し、又は汚損する行為 (2) 林道に竹、木又は土石等を堆積し、林道の通行に支障を来すおそれがある行為 (3) 林道を使用して<u>ゴミ</u>、土砂、残土、廃棄物等を運搬し、又は林道周辺土地に投棄する行為 (車両通行に関する措置) 第8条 市長は、林道の適切な維持管理及び車両の通行の安全を確保するために必要がある場合は、<u>次の各号</u>に掲げる措置をとることができる。 (1)～(4) 略 2 略

【第5条関係】

三豊市山本町河川敷運動公園条例(平成18年三豊市条例第233号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(利用者の遵守事項) 第7条 河川敷運動公園の利用者は、次に掲げる事項を遵守し、設備及び施設の保全に努めなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 利用中に生じた空缶類、<u>廃棄物等</u>は、必ず持ち帰り各自で処理すること。 (4)～(6) 略 (7) その他管理者において指示する<u>事項</u>	(利用者の遵守事項) 第7条 河川敷運動公園の利用者は、次に掲げる事項を遵守し、設備及び施設の保全に努めなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 利用中に生じた空缶類、<u>ゴミ等</u>は、必ず持ち帰り各自で処理すること。 (4)～(6) 略 (7) その他管理者において指示する<u>事項。</u>

別記様式(第4条関係)

山本町河川敷運動公園利用許可申請書					
施設名	Aコート	Bコート	Cコート	Dコート	サッカー場
利用目的					
利用日時	年 月 日 ()		午前 時から 時まで		
	年 月 日 ~ 年 月 日		午後		
利用人員	人				
電源使用希望	希望する		希望しない		
その他					
約 定	市、市教育委員会、市体育協会及び学校の使用(行事)を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用することに異議ありません。				㊦
利 用 条 件					
1 グラウンド内へ車を乗り入れないこと。 2 他の利用者の迷惑にならないように利用すること。 3 利用後は原状に復すること。 4 利用者が故意又は過失により施設、建物、器具等を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。 5 利用時間を厳守すること。 6 廃棄物 は各自持って帰ること。その他、立て看板に表示のとおりとする。					
チーム名			責任者名		
上記のとおり三豊市山本町河川敷運動公園の利用を許可されたく申請します。 年 月 日					
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 _____					
三豊市教育委員会 様					
		決 裁	所 長	係	(早見表確認)

別記様式(第4条関係)

山本町河川敷運動公園利用許可申請書					
施設名	Aコート	Bコート	Cコート	Dコート	サッカー場
利用目的					
利用日時	年 月 日 ()		午前 時から 時まで		
	年 月 日 ~ 年 月 日		午後		
利用人員	人				
電源使用希望	希望する		希望しない		
その他					
約 定	市、市教育委員会、市体育協会及び学校の使用(行事)を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用することに異議ありません。				㊦
利 用 条 件					
1 グラウンド内へ車を乗り入れないこと。 2 他の利用者の迷惑にならないように利用すること。 3 利用後は原状に復すること。 4 利用者が故意又は過失により施設、建物、器具等を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。 5 利用時間を厳守すること。 6 ゴミくず は各自持って帰ること。その他、立て看板に表示のとおりとする。					
チーム名			責任者名		
上記のとおり三豊市山本町河川敷運動公園の利用を許可されたく申請します。 年 月 日					
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 _____					
三豊市教育委員会 様					
		決 裁	所 長	係	(早見表確認)

【第6条関係】

三豊市公営設置浄化槽管理条例(平成20年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(使用者等の責務) 第4条 使用者は、土砂、 <u>生活系廃棄物</u> 、油脂類、農薬その他浄化槽の機能を妨げ、又は浄化槽を損傷するおそれのあるものを浄化槽に投入してはならない。 2～4 略	(使用者等の責務) 第4条 使用者は、土砂、 <u>ごみ</u> 、油脂類、農薬その他浄化槽の機能を妨げ、又は浄化槽を損傷するおそれのあるものを浄化槽に投入してはならない。 2～4 略